

令和4年7月の大雨により被災された地域のお客様に対する 支援措置について

宮城県を中心とした大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

NTT東日本は、このたびの大雨に伴い災害救助法適用となった宮城県大崎市、宮城県宮城郡松島町にお住まいのお客様を対象に、以下の支援措置を実施します。

なお、今後、対象地域が追加された場合は、同様の措置を拡大します。

1. 電話、フレッツ光等の電気通信サービスの基本料金等の扱い 下表のとおり基本料金等※1を無料とします。

対象	無料期間
災害救助法が適用された地域にお住まいで、避難される等の事由により実態的に当社のサービスがご利用できなかったお客様(お客様からの申し出が必要です)	実態的に電話・フレッツ光等がご利用できなかった期間※2 (最大4ヶ月)

※1: 回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等

※2: ご利用できなかった期間は、連続する24時間の単位で無料日数を計算します。

(例: 30時間の場合、1日分の基本料金等を無料とします)

2. 移転工事費の取扱い

被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を、お客様からのお申し出に基づき、無料とします。

* 他社の電話機等の取付工事は対象となりません。

3 ご利用料金の支払期限の延長

ご利用料金を請求書にてお支払いいただいている場合、お客様からのお申し出に基づき、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。

* 口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客様については、自動的に口座引落しとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせていただきます。

4. 対象地域

「災害救助法」適用地域は以下からご確認ください。

<内閣府HP>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

5. 本件に関するお客様からのお問い合わせ先

NTT東日本 料金問合せ受付センター 0120-002-992

<受付時間: 午前9時～午後5時(土日・祝日・年末年始を除きます)>